

令和6年2月期 木城町農業委員会定例総会議事録

開催期日	令和6年2月28日(水) 午前8時50分～10時50分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:久保 一美 2番:後藤 ミホ 3番:上川 安博 5番:曾我 広 6番:黒木 清澄 7番:西 哲郎 8番:亀長 亜由美 (農地利用最適化推進委員 7人)
	國岡 伸二 永友 秀仁 吉岡 定男 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	(農業委員 0人 推進員 0人) 農業委員: 0名 推進委員: 0名
出席職員	事務局長:藤井 学 専門監:江藤 輝幸 主査:黒木 和美
会議録署名委員	5番:曾我 広 6番:黒木 清澄
議事日程	令和6年2月28日(水) 1日間
報告	(1) 2月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(15件) (3) 農家相談日結果報告について(1件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について ② 合意解約書の提出について ③ 農用中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の認可について
会議事件	議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第 7号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法3条) 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第 9号 非農地証明願いの承認について 議案第10号 利用状況調査による非農地判断について 議案第11号 農用地利用集積計画について 議案第12号 農用地利用集積等促進計画について
事務局 (事務局長)	おはようございます。ただ今から令和6年2月期の木城町農業委員会定例総会を開始させていただきます。皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。それでは、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>おはようございます。本日も議案が多数ありますけれども、よろしくお願ひします。</p> <p>長雨の影響で施設野菜の方が中々実にならないという報告があります。やっぱり太陽の光は農業には大事だとつくづく思っているところであります。菜の花も咲いて水田も一段落して、今から作付けもあるかと思ひますけれども、長雨の影響で少し作業が進んでいないかなと思ひております。</p> <p>それでは、本日も慎重審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは、ただ今から令和6年2月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名全員出席ですので、合計14名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、5番曾我広委員と6番黒木清澄委員によろしくお願ひします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の江藤専門監と黒木主査を指名いたします。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の22ページをお願いします。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>申請番号7番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字大畑〇〇番 他2筆 登記簿地目 田3筆 農振 農振地域・農振農用地 面積 合計3,792㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 46,895㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は2番後藤委員です。資料につきましては11ページに添付してあります。【備考】賃借料 10,000円/10a</p> <p>申請番号8番 権利 所有権移転 所在 大字高城字東宮田〇〇番 他1筆 登記簿地目 田2筆 農振 農振農用地 面積 合計2,027㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 18,805㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は1番久保委員です。資料につきましては24ページに添付してあります。 【備考】売買金額 800,000円/全部</p>

事務局 (事務局長)	申請番号9番 権利 所有権移転 所在 大字椎木字池田〇〇番 登記簿地目 田1筆 面積 260㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 6,513㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は3番上川委員です。資料につきましては25ページに添付してあります。【備考】売買金額 26,555円/全部
	申請番号10番 権利 賃貸借権 所在 大字椎木字影平〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振 農振農用地 面積 4,159㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 33,197㎡ 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は5番曾我委員です。資料につきましては19ページに添付してあります。【備考】賃借料 41,000円/全部
議長(会長) 久保 一美	ありがとうございました。それでは申請番号7番について、担当の2番後藤委員から説明をお願いします。
(2番) 後藤 ミホ	はい。この田んぼは日当たりのいい田んぼだと思っております。詳しいことは比木地区ですので、吉岡推進委員に説明していただきたいと思います。
吉岡農地利用 最適化推進委員	はい。この案件については、譲渡人が譲受人の所に伺い耕作してもらえないだろうかと来られたそうです。譲受人の方が了解されたということです。
議長(会長) 久保 一美	ありがとうございました。つづきまして申請番号8番については私が担当なので説明します。 申請地については、一枚は以前から譲受人が小作をしております、その隣を今回一緒に買ってくれないかということで相談されて、全部で80万、約反40万で売買されております。この近くに田村推進委員の田んぼもあって、補足説明を田村推進委員からお願いします。
田村農地利用 最適化推進委員	はい。今説明がありましたように買主は小作人であり、いつも事務局で打合せしているんですけど、両者が来て契約をしたということです。以上です。
議長(会長) 久保 一美	ありがとうございます。つづきまして申請番号9番について、担当の3番上川委員から説明をお願いします。
(3番) 上川 安博	はい。この案件は譲受人が町有地ということを知らないで耕作していたということで、いつも水稻を作っているわけですけど、町有地ということが分かったのが、税金がかからないということで判明したようです。以上です。
議長(会長) 久保 一美	ありがとうございました。つづきまして申請番号10番について、担当の5番曾我委員から説明します。
(5番) 曾我 広	はい。以前は〇〇が小作しておりましたけれども、〇〇が病気になったものですから、譲渡人にお話しし、譲受人に了解を得て、急遽バタバタして決めたような状態です。一応了解を得られましたのでこの価格でお願いしたということです。以上です。

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。この案件については、國岡推進委員も行っておりますので補足説明があればお願いします。</p>
<p>國岡農地利用 最適化推進委員</p>	<p>はい。賃借料が 41,000 円ですけど、双方合意の上でこの金額になっております。以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、お諮りします。議案第 3 号 農議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 7 番から 10 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 7 番から 10 番につきましては、原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 7 号 農地の競売・公売による買受適格証明願の承認について（農地法 3 条）であります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料の 26 ページをお願いします。議案第 7 号 農地の競売・公売による買受適格証明願の承認について（農地法 3 条） 農地法第 3 条 買受適格証明願の承認について下記のとおり提出する。</p> <p>番号 1 番 申請人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字似り 出口〇〇番 他 1 筆 地目 畑 2 筆 地積 合計 9,769 m<sup>2</sup> 内容 所有権移転 経営内容 耕作面積 217,000 m<sup>2</sup> 耕作内容 露地野菜 農機具の保有状況 トラクター 5 台・収穫機 3 台ほか 資料につきましては 27 ページから 35 ページに添付してあります。</p> <p>こちらは今回初めて出てくる議案になりますので、この後黒木主査から補足説明をいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 （黒木主査）</p>	<p>それでは、議案第 7 号 農地の競売・公売による買受適格証明願の承認について説明いたします。</p> <p>買受適格証明書は、農地が差押さえられ競売や公買にかけられた際に入札者に対して提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可を受け</p>

<p>事務局 (黒木主査)</p>	<p>られる人であることを証明するものになります。競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村などの公の機関が行うものを言います。本証明の審査については農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。</p> <p>尚、総会で承認された後の手続きとして入札者が買受適格証明をもって入札し、最高価格での買受人となった場合には農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で許可書を発行し、後日総会でご報告をするという流れになります。</p>
	<p>それでは今回の案件についてですが、申請地は一ツ瀬川土地改良区が差し押さえており、入札日時は令和6年3月6日午前10時からとなっております。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第7号 農地の競売・公売による買受適格照明願の承認について(農地法3条) 質疑のある方は挙手のうえ、質疑をお願いします。</p>
<p>(2番) 後藤 ミホ</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>後藤委員どうぞ。</p>
<p>(2番) 後藤 ミホ</p>	<p>買受適格証明願が、その相手先によって違うんですかね。以前〇〇さんのがあったんですけど、その時は町内の方は買受適格証明願は出さずに、町外の落札された方は証明願をされた記憶があるんですけど。</p> <p>その前も下鶴の方で一件あって、やっぱり町外の方だけだったんですよね。一ツ瀬川土地改良区だけ全員出すのかなと思って。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>恐らく皆さん出さないといけないんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺りはその当時の事務局の方での判断だったのかと思いますが、町内の方なので確実に農業者だと分かるからだったのかもしれないですし、ちょっと調べておきます。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>副会長が言われましたけども、先程僕が言った高鍋町の案件も高鍋町外の方が買われたんですけども、一ツ瀬川土地改良区が買受適格証明書が欲しいという形になっておりまして、そのこの買受適格証明書の人じゃないと公売が出来ないんですよね。資料の33ページに書いてありますけれども、買受人の資格その他要件の所に滞納者は直接間接問わず入札することができない。国税が入ってきますので税金の未納等ある人は参加の資格がないということで聞いています。</p> <p>他にご質問はございませんでしょうか。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>はい。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>田村推進員、どうぞ。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>先ほど説明あったんですが、競売だったら裁判所、公売だったらそれぞれの機関ということですが、それぞれの区別はどのようになるのですか。</p>
<p>事務局 （黒木主査）</p>	<p>差し押さえた機関によります。裁判所が差し押さえたら競売、国や市町村なら公売という形になります。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第 7 号 農地の競売・公売による買受適格証明願の承認について（農地法 3 条） 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 7 号 農地の競売・公売による買受適格証明願の承認について（農地法 3 条）番号 1 番につきましては、原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 36 ページをお願いします。議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>申請番号 1 番 権利 所有権移転 所在 大字椎木字四日市〇〇番 他 2 筆 登記簿地目 田 3 筆 農振 農振地域 面積 合計 376 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 転用形態 転用 転用用途 一般個人住宅 転用施設 住宅 90.67 m<sup>2</sup> 転用事由 一般個人住宅 担当委員は、3 番上川委員です。資料につきましては、37 ページから 48 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 2 番 権利 所有権移転 所在 大字椎木字四日市〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田 2 筆 農振 農振地域 面積 合計田 373 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 転用形態 転用 転用用途 一般個人住宅 転用施設 住宅 83.01 m<sup>2</sup> 転用事由 一般個人住宅 担当委員は、3 番上川委員です。資料につきましては、49 ページから 61 ページに添付してあります。以上です。</p>

議長（会長） 久保 一美	それでは事務局から写真説明をお願い致します。
事務局 （黒木主査）	（プロジェクターを使用し、写真説明）
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございました。それでは、申請番号1番2番ともに担当の3番上
（3番） 上川 安博	川委員から説明をお願いします。
議長（会長） 久保 一美	特にありません。
議長（会長） 久保 一美	事前調査の方で広谷用水路と町の所有地の路肩があったんですけど、まずはその広谷用水路の件で永友秀仁推進委員から補足があればよろしくお願ひします。
永友（秀）農地利用最適化推進委員	広谷用水路に関しては、使用料は納入済みですし、土地改良区の方も問題はないと思います。ただその会長の言われた町有地に関してはどうでしょうか。
議長（会長） 久保 一美	町有地の方はどのような感じでしょうか。
事務局 （黒木主査）	水路敷きということで使用して問題ないということでした。
議長（会長） 久保 一美	買取じゃなくて使用ですか。
（事務局） 事務局長	はい。払下げではなくて水路敷きということでそのまま使っているということです。
議長（会長） 久保 一美	<p>ありがとうございます。それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手のうえ、申請番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 申請番号1番2番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということでありますので、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 申請番号1番2番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 9 号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局の朗読をお願い致します。</p>
	<p>資料の 62 ページをお願い致します。議案第 9 号 非農地証明願いの承認について 非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>受付番号 1 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字鍋田〇〇番 地目 畑 1 筆 面積 合計 857 m<sup>2</sup> 現況地目 山林 事由 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は、3 番上川委員です。資料は、63 ページから 65 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは、事務局より写真説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 黒木主査</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>それでは写真説明が終わりましたので、担当の 3 番上川委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(3 番) 上川 安博</p>	<p>この土地は特に荒れているということではないんですけども、竹山と杉林の間で影になります。何も作れないかなと思っておりますけれども、そういう状態の中で仕方がないだろうと話したところであります。椎木坂のちょうど登り口の下です、竹山の。以上です。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。議案第 9 号 非農地証明願いの承認について 質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 9 号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 1 番につきましては、賛成の方は挙手をお願い致します。</p>



<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 9 号 非農地証明願いの承認について、受付番号 1 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 10 号 非農地の判断についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 66 ページをお願い致します。議案第 10 号 非農地の判断について農地として使用することが困難な以下の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことについて決定を求める。</p> <p>番号 5 所在 大字椎木字月輪〇〇番 登記簿地目 田 地積 113 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 竹林 担当委員は、3 番上川委員です。</p> <p>番号 6 所在 大字椎木字月輪〇〇番 登記簿地目 田 地積 399 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 竹林 担当委員は、3 番上川委員です。</p> <p>番号 7 所在 大字椎木字月輪〇〇番 登記簿地目 田 地積 478 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 竹林 担当委員は、3 番上川委員です。</p> <p>番号 8 所在 大字椎木字鍋田〇〇番 登記簿地目 田 地積 440 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 雑木 担当委員は、3 番上川委員です。</p> <p>番号 9 所在 大字椎木字鍋田〇〇番 登記簿地目 田 地積 23 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 竹林 担当委員は、3 番上川委員です。</p> <p>番号 10 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 8 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 竹林 担当委員は、3 番上川委員です。</p> <p>番号 11 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 20 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6 年 2 月 20 日 農地の状況 杉林 担当委員は、3 番上川委員です。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>番号 12 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 1,199 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6年 2月 20日 農地の状況 杉林 担当委員は、3番上川委員です。</p> <p>番号 13 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 3,004 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6年 2月 20日 農地の状況 杉林 担当委員は、3番上川委員です。</p>
	<p>番号 14 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 365 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6年 2月 20日 農地の状況 杉林 担当委員は、3番上川委員です。</p> <p>番号 15 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 9 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6年 2月 20日 農地の状況 杉林 担当委員は、3番上川委員です。</p> <p>番号 16 所在 大字椎木字寺山〇〇番 登記簿地目 田 地積 31 m<sup>2</sup> 農振 農振地域 所有者につきましては表記のとおりです。調査年月日 令和 6年 2月 20日 農地の状況 杉林 担当委員は、3番上川委員です。 以上です。</p>
<p>議長 (会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございます。事務局から写真説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (黒木主査)</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長 (会長) 久保 一美</p>	<p>この案件に関しては、3番上川委員が担当ですけれども補足はないでしょうか。</p>
<p>(3番) 上川 安博</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長 (会長) 久保 一美</p>	<p>この農地については、皆さんの一筆調査の中から抜粋していますので、江藤専門監よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (江藤専門監)</p>	<p>今回、議案第9号で近辺の非農地証明願いが出ておりましたので、その周辺の農地で復元することが困難であろうと思われる農地につきまして、非農地の判断をお願いしたところでもあります。見てのとおり完全に荒廃している状況です。農地として復元も難しいと思いますので今回提案したところです。</p>

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。</p> <p>議案第 10 号 非農地の判断について、質疑のある方は挙手の上、番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
	<p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 10 号 非農地の判断についてであります。番号 5 番から 16 番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 10 号 非農地の判断について、番号 5 番から 16 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第 8 号 農用地利用集積計画についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 69 ページをお願いします。議案第 11 号 農用地利用集積計画について 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。</p> <p>&lt;権利種別：所有権移転&gt;</p> <p>申請番号 2 番 所在 大字椎木字牛牟田〇〇番 他 4 筆 登記簿地目 田 5 筆 農振 農振農用地 面積 合計 4,252 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 53,495.60 m<sup>2</sup> 利用目的 飼料用稲 売買価格 1,913,400 円/全部 移転時期・引渡時期 令和 6 年 3 月 31 日 担当は 2 番後藤委員です。資料は、71 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 3 番 所在 大字椎木字新古場〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 畑 2 筆 農振 農振農用地 面積 合計 11,442 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 利用目的 育苗施設 売買価格 7,437,300 円/全部 移転時期・引渡時期 令和 6 年 3 月 28 日 担当は 3 番上川委員です。資料は、18 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 4 番 所在 大字椎木字似り〇〇番 登記簿地目 畑 1 筆 農振 農振農用地 面積 4,973 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 利用目的 露地野菜 売買価格 3,000,000 円/全部 移転時期・引渡時期 令和 6 年 3 月 18 日 担当は 2 番後藤委員で特例事業です。資料は、72 ページに添付してあります。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>&lt;権利種別：貸借権設定&gt;</p> <p>申請番号3番 所在 大字椎木字小並原〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振農振農用地 面積 2,246 m<sup>2</sup> 利用権 貸借権 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 39,688 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 借賃 20,000 円/全部 始期・終期 令和6年3月10日から令和11年3月9日 担当は3番上川委員で新規です。資料は、73ページに添付してあります。</p> <p>申請番号4番 所在 大字椎木字坪池〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振農振農用地 面積 6,883 m<sup>2</sup> 利用権 貸借権 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 0 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 借賃 60,000 円/全部 始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 担当は5番曾我委員で新規です。資料は、74ページに添付してあります。</p> <p>申請番号5番 所在 大字椎木字似り〇〇番 登記簿地目 畑1筆 農振農振農用地 面積 4,973 m<sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 176,952.52 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 売買価格 30,000 円/全部 始期・終期 令和6年3月18日から令和11年1月17日 担当は2番後藤委員で特例事業です。資料は、72ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。それでは所有権移転の申請番号2番につきまして、担当の2番後藤委員から説明をお願い致します。</p>
<p>(2番) 後藤 ミホ</p>	<p>はい。この土地の近隣に譲受人の土地がありまして、譲渡人から購入してほしいと頼まれて快く購入を決められたと聞いております。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>つづきまして、申請番号3番につきまして、担当の3番上川委員から説明をお願いします。</p>
<p>(3番) 上川 安博</p>	<p>〇〇の購入になりますけれども、譲渡人が買った時よりも高くで買って下さいということをお願いしてあったようです。反当65万円になるようです。〇〇が今建っているんですけども、育苗施設として利用するということがあります。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。申請番号4番については特例事業ですので説明は省かせていただきます。つづきまして、貸借権設定の申請番号3番4番について、事務局から説明があります。</p>

<p>事務局 (江藤専門監)</p>	<p>申請番号3番4番の案件ですけれども、いずれも借受人が法人となっております。農用地利用集積計画の賃貸借を行う場合、法人の場合は「農地所有適格法人」の審査が必要となります。今回添付資料で2件の適格法人確認書を付けております。</p> <p>こちらご覧になっていただくと分かるんですけど、審査につきましては全て要件を満たしておりますので報告したいと思います。尚、申請番号4番の会社</p>
	<p>につきましては経営耕地0㎡となっておりますけれども、木城町内の農家であります〇〇さんが設立された会社となっております。認定農家の方です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。申請番号3番については、3番上川委員が担当になりますけれども補足説明があればお願いします。</p>
<p>(3番) 上川 安博</p>	<p>特にありませんけど、甘藷を作られるんじゃないかなと思っております。高鍋の〇〇の方らしいですけど会う事が出来ませんでした。以上です。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。つづきまして申請番号4番について、担当の5番曾我委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(5番) 曾我 広</p>	<p>はい。現在えん麦を作っておられまして、その後を借受人が甘藷を作るということで了解を得ております。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。申請番号5番については特例事業ですので、説明は省かせていただきます。</p> <p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第11号 農用地利用集積計画について、質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第11号 農用地利用集積計画についてであります。(所有権移転)申請番号2番から4番、(貸借権設定)申請番号3番から5番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第11号 農用地利用集積計画について、(所有権移転)申請番号2番から4番、(貸借権設定)申請番号3番から5番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長(会長) 久保 一美</p>	<p>つづきまして、議案第12号 農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>資料の 75 ページをお願いします。議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画について 次のとおり、促進計画案について審議を求める。</p> <p>&lt;権利種別：貸借権設定&gt;</p> <p>申請番号 107 番 所在 大字高城字竹ノ本〇〇番 他 6 筆 登記簿地目 田 7 筆 農振 農振農用地 面積 合計 5,938 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、84 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 108 番 所在 大字高城字河原田〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 706 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、84 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 109 番 所在 大字椎木字亀ノ木〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振地域 面積 1,730 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、85 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 110 番 所在 大字椎木字中島〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振地域 面積 895 m<sup>2</sup> 作物 牧草 対価 10,000 円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、85 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 111 番 所在 大字椎木字松下〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 2,949 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、86 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 112 番 所在 大字椎木字星出〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 2,129 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 粳 191.61 kg/年 形態 貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、87 ページに添付してあります。</p>
-----------------------	--

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>申請番号 113 番 所在 大字椎木字大畑〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振農振地域 面積 2,370 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、85 ページに添付してあります。</p>
	<p>申請番号 114 番 所在 大字椎木字狐久保〇〇番 登記簿地目 畑 1 筆 農振農振農用地 面積 3,385 m<sup>2</sup> 作物 人参 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、88 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 115 番 所在 大字椎木字新古場〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 畑 2 筆 農振農振農用地 面積 合計 3,159 m<sup>2</sup> 作物 甘藷 対価 15,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、89 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 116 番 所在 大字椎木字月輪〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振農振農用地 面積 500 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 玄米 19.50 kg/年 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、87 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 117 番 所在 大字椎木字石原新田〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振農振農用地 面積 988 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、90 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 118 番 所在 大字椎木字八反畑〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振農振農用地 面積 587 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、90 ページに添付してあります。</p> <p>申請番号 119 番 所在 大字椎木字八反畑〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振農振農用地 面積 380 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃</p>

事務局  
(事務局長)

貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、90ページに添付してあります。

申請番号120番 所在 大字椎木字八反畑〇〇番 他1筆 登記簿地目 田2筆 農振 農振農用地 面積 合計1,710㎡ 作物 水稻 対価 10,000円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、90ページに添付してあります。

申請番号121番 所在 大字椎木字八反畑〇〇番 他3筆 登記簿地目 田4筆 農振 農振農用地 面積 合計2,915㎡ 作物 水稻 対価 10,000円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、90ページに添付してあります。

申請番号122番 所在 大字椎木字月輪〇〇番 他2筆 登記簿地目 田3筆 農振 農振農用地 面積 合計3,417㎡ 作物 水稻 対価 10,000円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、87ページに添付してあります。

申請番号123番 所在 大字椎木字油田〇〇番 他1筆 登記簿地目 田2筆 農振 農振農用地 面積 合計1,024㎡ 作物 水稻 対価 玄米39.9kg/年 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、91ページに添付してあります。

申請番号124番 所在 大字椎木字油田〇〇番 登記簿地目 田1筆 農振 農振農用地 面積 802㎡ 内容 ハウス 対価 18,000円/全部 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、91ページに添付してあります。

申請番号125番 所在 大字椎木字油田〇〇番 登記簿地目 田1筆 農振 農振農用地 面積 1,114㎡ 作物 水稻 対価 粳78kg/年 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和6年4月1日から令和11年3月31日 公告予定日 令和6年4月1日 資料は、91ページに添付してあります。



事務局  
(事務局長)

申請番号 126 番 所在 大字椎木字油田〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田 2 筆 農振 農振農用地 面積 合計 929 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 粃 65 kg/年 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、91 ページに添付してあります。

申請番号 127 番 所在 大字椎木字油田〇〇番 登記簿地目 田 1 筆 農振 農振農用地 面積 890 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 8,000 円/全部 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、91 ページに添付してあります。

申請番号 128 番 所在 大字椎木字四日市〇〇番 他 6 筆 登記簿地目 田 4 筆畑 3 筆 農振 農振地域・農振農用地 面積 合計 4,476 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、91 ページに添付してあります。

申請番号 129 番 所在 大字椎木字油田〇〇番 他 3 筆 登記簿地目 田 4 筆 農振 農振農用地 面積 合計 3,335 m<sup>2</sup> 作物 水稻 対価 10,000 円/10a 形態 賃貸借権 渡し人・受け人につきましては表記のとおりです。始期・終期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 公告予定日 令和 6 年 4 月 1 日 資料は、91 ページに添付してあります。

申請番号 107 番から 129 番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、2 月 20 日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、田 41 筆畑 6 筆 46,328 m<sup>2</sup>の集積面積となっております。今回の促進計画案の参考資料を 92 ページから 95 ページに掲載しております。

以上です。

<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>ありがとうございました。尚、議案第 12 号につきましては農地中間管理事業ということで、説明は省かせていただきます。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。議案第 12 号 農用地利用集積計画について 申請番号 107 番から 129 番につきまして、質疑のある方は挙手の上、申請番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですのでお諮りしたいと思います。議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画について 申請番号 107 番から 129 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 12 号 農用地利用集積計画につきましては承認可決とします。</p> <p>以上で本会議を終了します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 3月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 久保 一美</p>	<p>以上をもちまして、令和6年2月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長 久保一美</p> <p>署名委員 黒木靖澄</p> <p>署名委員 曾我 心</p>